

最終更新日：2024/04/01

## 院外処方せんにおける

### 疑義照会簡素化（事前合意）プロトコルの運用について

作成：医療法人仁誠会 奈良セントラル病院 薬剤部

#### ■プロトコル運用に関する注意事項

当院では、平成 22 年 4 月 30 日付で発出された厚生労働省医政局長通知（医政発 0430 第 1 号）「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、プロトコルに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う問い合わせを減らし、患者への薬学的ケアの充実および処方医師の負担軽減を図ることを目的に、「院外処方せんにおける疑義照会簡素化（事前合意）プロトコル」を運用します。

本プロトコルを適正に運用する上で、当院と合意書を締結することを必須条件としておりますので、運用をご検討の保険薬局の担当者さまは、当院薬剤部へご連絡ください。

また、プロトコルに則り、変更した内容につきましては、トレーシングレポートを使用して当院薬剤部のホームページにあるオンライン報告用フォームか FAX でご連絡ください。

#### ■お問合せ先

医療法人仁誠会奈良セントラル病院 薬剤部

TEL 0742 -93 -8520（平日 9:00～16:30）

FAX 0742 -93 -8288